

弁護士の預り金を信託財産とする信託契約の認定に必要な主張を欠くとされた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 8 年 1 月 20 日

【事 件 番 号】 令和 5 年（受）第 2245 号

【事 件 名】 第三者異議事件

【裁 判 結 果】 破棄差戻し

【参 照 法 令】 信託法 3 条 1 号、16 条 1 号、23 条 1 項・5 項、民事執行法 38 条、民事訴訟法 246 条、253 条 1 項 4 号（現 252 条 1 項 4 号）

【掲 載 誌】 民集 80 巻 1 号 1 頁、判タ 1547 号 54 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25574744

愛知大学教授 田代雅彦

事実の概要

X（弁護士）は、職務に関して預かり保管する金員を管理するため、口座名義人を「預かり金口弁護士 X」とする預金口座（以下「本件預り金口座」という。）を開設していた。Xは、このほか、「弁護士 X」名義の預金口座と「X」名義の口座を有しており、前者の口座は弁護士報酬の振込みのために、後者の口座は個人の支払のためにそれぞれ用いていた。

Xの元配偶者Yは、XにYへの婚姻費用の分担金の支払を命じた審判を債務名義として、本件預り金口座に係るXの預金債権（以下「本件預金債権」という。）の差押えをした。

Xは、本件預金債権は信託財産であり、信託法 23 条 1 項により差押えが禁止されると主張して、同条 5 項、民事執行法 38 条 1 項に基づき第三者異議の訴えを提起した。Xは、原資が弁護士業務における依頼者からの預り金（以下「本件預り金」という。）であるから、本件預金債権は信託財産であると主張したものの、依頼者との間の信託契約（以下「本件信託契約」という。）の内容を具体的に主張せず、Yから依頼者の氏名、委任の内容、口座への入金趣旨等を明らかにするよう求められても、弁護士として職務上知り得た秘密を保持する義務（以下「秘密保持義務」という。）を理由に応じなかった。

原々審（千葉地判令 5・3・16LEX/DB25640364）は、本件預金債権の原資が本件預り金であると認

定し、これに加え弁護士報酬等との分別管理の実態から、本件預金債権は信託財産に属する財産に当たるとして、Xの請求を認容した。Y控訴。

原審（東京高判令 5・8・2LEX/DB25640365）も、原々審判決をほぼ引用し、本件預金債権は信託財産に属すると認定した。また、差押後にXが業務停止処分を受けたことからXと依頼者との顧問契約は解除され、預り金は返還されており、信託財産は存在しないとYの主張に対しては、預り金としての性質を有するか否かは、差押時を基準に判断すべきとした。

Y上告受理申立て。その理由は、第三者異議事由の有無の判断基準時は事実審の口頭弁論終結時である、Xは信託契約の成立及びこれによる信託財産の存在等の主張、立証をしていない等をいうものであった。

判決の要旨

「信託契約は、特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約であり（信託法 3 条 1 号）、当該目的、すなわち、信託の目的についての合意が成立したことを成立要件とするものである。そして、民事訴訟において、ある財産が信託財産に属するものであるか否かが問題となり、当該財産を信託財産に属すべきもの

と定めた信託契約に関し、信託の目的についての合意が成立したか否かが当事者間で争われている場合、上記合意の成立についての主張があるといえるためには、当事者双方が主張立証を尽くせるように攻撃防御の目標が適切に設定されているかなどの観点から見て、上記合意の成立が事案に応じて具体的に主張されている必要があるというべきである。

本件において、①上告人は、本件信託契約の成立を争い、信託の目的をはじめとする本件信託契約の具体的内容を被上告人において明らかにすることを求めている。②他方で、被上告人は、これを明らかにする必要はないとして、本件預り金を預かり保管した目的に関し、具体的な主張を明示的にしていない。③また、被上告人は、本件預り金に関する帳簿や本件預り金口座に係る預金通帳の一部を証拠として提出しているものの、当該帳簿等をもて本件預り金を預かり保管した目的を把握することができない。そして、このような被上告人による主張立証活動のため、上告人は、信託の目的についての合意が成立したことなどに関し、主張立証を尽くすことが著しく困難な状態に陥っている。そうすると、被上告人が弁護士として秘密保持義務を負っていることを考慮しても、本件事案の下において、上記合意の成立が具体的に主張されているとはいえないというべきである〔注・番号は筆者による。〕。

したがって、被上告人がその成立をいう本件信託契約に関し、信託の目的についての合意が成立したことの主張があるとはいえない。」

「……上記預金債権が信託財産に属する財産であるか否かは、事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきものである。」

判例の解説

一 要件としての信託の目的の合意

Xの主張する第三者異議事由は、本件預金債権が信託財産に属するというものであり、これはXを受託者、本件預り金を信託財産とする信託契約の成立を前提とする。しかし、Xは、本件預金債権の原資が本件預り金であること、依頼者に預り金と弁護士報酬とを分けて支払うよう指示していたこと及び本件預り金を自己の固有財産と分別して管理していたこと等を主張するとどまった。

原々審及び原審が、分別管理の実態に注目し、上記主張のみで本件預金債権が信託財産であることを肯定したのに対し、本判例は、少なくとも信託法3条1号に即した信託の目的の合意が信託契約の成立要件であることを明らかにし、当該合意が事案に応じて具体的に主張されなければならないとした。信託法改正以前の最一小判平15・6・12民集57巻6号563頁の補足意見は、弁護士が債務整理のため依頼者から交付を受け、自己の固有財産と分別管理していた金員に関し、信託契約が成立する理論的な可能性を示唆したが、成立要件を示してはいなかった。本判例は、この点につき一歩踏み込んだ判断を示した。

二 信託の目的の合意についての主要事実

信託の目的の合意が信託契約の要件である以上、当該合意それ自体が本来的な主要事実であり¹⁾、当事者はこれにつき主張責任を負う。

ところが、実際には、当事者は信託という文言を使う必要はなく²⁾、信託関係の成立を基礎づける事実関係の認識があれば、信託契約の成立が認められる³⁾と解されている。この点について参考になるのは、信託法改正前の判例である最一小判平14・1・17民集56巻1号20頁である。同判例は、公共工事の請負人が保証事業会社の保証（前払金返還債務の保証）の下に地方公共団体（注文主）から支払を受けた前払金に関し、前払金の管理や前払金保証約款についての合意から、地方公共団体と請負人との間の信託契約の締結を肯定した。このような信託契約の場合、信託の目的の合意は、意思の解釈を伴う事実的要件に近いといえるし、規範的評価に近いといえる。いずれにせよ信託の目的の合意を基礎づける具体的事実が主要事実となる⁴⁾。

本判例は、Xが信託の目的の合意を主張しているとはいえないとの結論を導くに当たり、①ないし③の事情を挙げている。①は、信託契約の成立に争いがあり、Xが契約の内容を明らかにすべき立場にあることをいう。②は、にもかかわらずXが信託の目的の合意を基礎づける具体的事実（主要事実）である本件預り金を預かり保管した目的を明らかにしないことをいう。③は、証拠上からも上記目的が窺えないことをいう。

本判例が③まで挙げたのは、証拠も含め記録から窺われるXの一切の主張を善解しても、Xが信

託の目的の合意に関する主要事実を主張したとはいえない旨をいうものと解される。もっとも、仮に証拠からのみ前記目的が窺われる場合には、裁判所は、Xに対し、当該目的を主張するか否かにつき釈明を求めるべきであろう。

なお、本判例は、「合意の成立が……具体的に主張されている必要がある」等の表現を用いる。この表現は、主要事実の主張を欠くことを指摘する前提として用いられており、原告が主要事実について抽象的ではあるが一応特定した主張をしたものの、被告がこれを否認したため、更なる主張の具体化を要するという文脈⁵⁾のものとは異なる。

三 破棄差戻しの理由

本判例が原審において信託契約の成立を肯定したかのような要約をした上でXの主張の欠落を説示していること、民集の参照条文に民訴法246条が挙げられていることからすると、本判例は、信託の目的の合意に関する主要事実の主張の欠落を弁論主義と関連付けているかのようにも見える。

しかし、弁論主義違反とするには、原審が当事者の主張しない主要事実を認定したことが前提になる。ところが、実際には、原審は本件信託契約の内容や信託の目的の合意を認定しないまま、本件預金債権が信託財産に属する財産であると判断した。本判例による原判決の要約は、最高裁の「善解」に基づくものであり、表現を正確に再現したものではない（この善解は、特定の財産の信託財産への帰属は事実関係ではなく権利関係であり⁶⁾、その肯定のためには信託行為（本件では信託契約の成立）の認定を要するとの前提に基づくと思われる。）。原審はXの主張のない合意を認定したのではない。

本判例は、Xが信託の目的の合意に関する主要事実の主張責任を果たしていない旨を説示する。そうである以上、Xの請求は主張自体失当として棄却されるべきであった⁷⁾。本判例は、にもかかわらず原審がこれを認容したことにつき、判決に影響を及ぼすことが明らかな信託法の解釈適用の誤りがあることをいうものと解される。本判例は、主張自体失当との語を用いず、また、原判決に善解を加えた結果、論旨が分かりにくい。しかし、本判例が弁論主義に言及せず、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反が

あると結論付けていることからして、上記のように解することができる。民訴法246条の挙示は、当事者の主張責任、主張原則との関係にとどまると解される。

ただし、原審は信託の目的の合意を認定することなくXの請求を認容しているから、本件は、Xの主張の欠落を問うまでもなく、上記認定の欠落をもって信託法の解釈適用の誤りがあるとするとも、また、上記合意の審理を尽くさなかったことをもって審理不尽の違法があるとするとも可能な事案であったと思われる。

四 補足意見について

林・平木両裁判官の補足意見は、差戻後の審理において、弁護士秘密保持義務に配慮し、マスキング・仮名処理や委任内容の抽象化により、必要以上に詳細な主張立証を求めない適切な審理運営上の工夫が必要であるとしている。

五 沖野意見について

沖野意見は、「依頼者と弁護士との間に預り金について信託法3条1号に該当する契約があったといえるためには、預り金を預かり保管する目的に関する合意の内容が明らかにされ、預り金につきなすべき管理処分等の事務処理……の内容ないし指針が明確にされるというだけでは足りず、それに加え、財産の帰属主体と利益享受主体の分離、（信託）財産の独立性という信託の特質……に照らし、当該合意がそのような信託としての実質を備えたものであることについても明らかにされる必要がある。この観点から、『信託の目的』について合意が成立し信託契約が成立したというためには、①預り金を預かり保管した目的について合意がされていることに加え、②分別管理義務⁸⁾をはじめとした、受領者において預り金を上記目的以外には用いることができないことが実効的に確保されるための仕組み（以下「実効確保の仕組み」という。）について合意がされていることも明らかにされる必要があると考えられる〔注・番号は筆者による。〕」という。

同意見は、信託と明示されれば、原則として③の合意が推認されるので、明示がない場合を問題とする。そして、日弁連の弁護士職務基本規程及び預り金等の取扱いに関する規程は、弁護士の自由な処分、利益享受を防止する実効確保の仕組み

を提供する職務行為規範であり、これが公表されているから、依頼者が特定目的の預り金と認識して金員を預託するときは、弁護士がこれらの内規に従うことが前提とされると指摘する。したがって、預り金の残余を依頼者に返金する合意があれば、依頼者を委託者兼受益者、弁護士を受託者とする信託契約が成立したといえるという。しかし、本件においてはXが本件預り金を預かり保管した目的、受益権及び信託事務処理の内容、さらには依頼者が預り金として認識してXに金員を預託したかどうかとも明らかではないので、④、⑤いずれの合意があったともいえないという。

上記のように沖野意見は、信託契約の成立には④及び⑤の各合意を要するとする。学説上も信託契約成立のためには、目的設定の合意を超えて、受託者による目的財産の管理処分を一定の目的でしか認めず、また、その目的制限を保障するための措置を定める合意（目的拘束の合意）を挙げる見解が唱えられている⁹⁾。また、これに関連して、信託設定契約の成立には信託設定意思が必要であるとした上で、その内容として、信託財産の分別管理義務を挙げる見解¹⁰⁾もある。

沖野意見によれば、④及び⑤の各合意を訴訟において主張、立証することが求められるのは、信託との明示がない場合になる。この場合、いずれの合意についても、これを基礎づける具体的事実が主要事実となろうが、事案次第ではこれらの具体的事実も重なる可能性もあろう。

いずれにせよ沖野意見は、⑤の合意の判断に当たっては、推認の余地を認めており、弁護士預り金としての特殊性を考慮した妥当な解決方法を具体的に示すものといえる。

六 その他の問題

第三者異議事由の存否の判断基準時に関する検討は省略した。

本判例の法廷意見は、破棄差戻しに必要な説示に留めており、目的拘束の合意ないし分別管理義務が信託契約の成立要件となるかにつき明確にしない。この点についての沖野意見の論旨は明快であるが、法廷意見ではないので、今後の判例の展開を見守りたい。

●——注

1) 加藤新太郎「弁護士の預り金を信託財産とする信託契

約を認定するための要件事実の主張の具体性」NBL1313号55頁。

2) 道垣内弘人『条解信託法〔第2版〕』（弘文堂、2026年）40頁。

3) 中村也寸志・最判解民事篇平成14年度（上）24頁。

なお、大阪高判平20・9・24高民集61巻3号1頁は、信託財産と認定できる特段の事情の有無を判断基準とする。

岩藤美智子「弁護士の預り金を信託財産とする信託契約の成立」ジュリ1625号88頁以下、93頁、佐久間毅『信託法をひもとく』（商事法務、2019年）12頁は、本文中に記載したような信託を「黙示信託」と表現する。

4) 信託の目的の合意を意思の解釈を伴う事実的要件と考えれば、黙示の意思表示と同様に、当該合意を基礎づける具体的事実が主要事実となる。通説的な見解が、黙示の意思表示を基礎づける具体的事実を主要事実と捉えることにつき、村田渉＝山野目章夫編著『要件事実論30講〔第4版〕』（弘文堂、2018年）100頁〔村田渉〕、司研『増補 民事訴訟における要件事実（第1巻）』（法曹会、1986年）39頁以下を参照。

これに対し、黙示の意思表示を過失のような規範評価と同様に考える見解（吉川慎一「要件事実論序説」司研論集110号129頁以下、171頁、伊藤滋夫『要件事実の基礎（新版）』（有斐閣、2015年）328頁以下）によっても、信託の目的の合意を基礎づける具体的事実が評価根拠事実として主要事実となる。両説の違いは、合意の成立を否定する方向に働く具体的事実の取扱いにある。

伊東俊明「信託契約の成立についての審理」法教550号133頁も、信託の目的の要件が評価要素を含むことを指摘する。

5) 司研編『4訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会、2023年）58頁は、当事者間に争いがある場合には主要事実を抽象的な事実ではなく、さらに具体的事実として主張しなければならぬことを指摘する。

6) 判タ1547号54頁以下、55頁のコメントを参照。

7) 前掲注6）56頁のコメントは主張自体失当であることを強調する。

8) 分別管理義務（信託法34条）を信託の要件とするか効果とするかという議論は、法改正以前からあった（中村・前掲注3）25頁参照。

9) 佐久間・前掲注3）9～13頁参照。同13～16頁は、沖野意見と同様に、預り金等の取扱いに関する規程を手掛かりに、依頼者と弁護士との間の信託契約の成立の可能性を肯定する。

西内康人・YOLJ-L26010、岩藤・前掲注3）93頁によれば、このような見解が有力とのことである。

10) 道垣内弘人『信託法〔第2版〕』（有斐閣、2022年）53～56頁。